

|                                                                                                                                            |                  |         |               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|---------|---------------|
| 判決年月日                                                                                                                                      | 平成24年9月27日       | 担当<br>部 | 知的財産高等裁判所 第1部 |
| 事件番号                                                                                                                                       | 平成24年（行ケ）第10128号 |         |               |
| ○ 発明の名称を「通気口用フィルター部材」とする発明について、甲1発明との相違点に係る構成は、甲1発明に甲4、甲5及び甲18等に記載の発明を組み合わせることにより容易に想到することはできないとして、独立特許要件を満たさないとして訂正審判請求を不成立とした審決が取り消された事例 |                  |         |               |

（関連条文）特許法29条2項

本件は、発明の名称を「通気口用フィルター部材」とする発明について、原告が、訂正審判請求不成立審決がなされたため、その取消しを求めている事案である。

審決は、本件訂正発明は、甲1発明及び本件出願前周知の事項に基づいて当業者であれば容易に発明をすることができたものであるから、独立特許要件を満たさないとするものである。

これに対し、本判決は、甲18等に基づく容易想到性の有無に関しては、「審決は、甲18等から、『幅広の不織布として、伸縮すると共に合成樹脂繊維からなるものを使用するとき、一軸方向の伸縮性が抑制されて、かつ該一軸方向とは直交する方向へ伸縮するものを伸ばして使用する』との事項が示され、甲4及び甲5から認定される事項と併せると、『幅広の不織布として、伸縮する（自由に伸びて縮む）と共に合成樹脂繊維からなるものを使用するとき、一軸方向の伸縮性が抑制されて（一軸方向の伸縮性が僅かで）、かつ該一軸方向とは直交する方向へ伸縮するものをフィルター部材として伸ばして使用する』ことは周知であると判断する。しかし、当裁判所は、甲18等には、それぞれに記載の不織布をフィルター部材として用いることは示されておらず、甲4及び甲5によって認定される事項と組み合わせることによって、本件訂正発明の相違点に係る構成に至ることが容易であるとはいえないと判断する。」とし、甲4及び甲5の記載に基づく容易想到性に関しても、「審決は、甲4及び甲5から、『幅広の不織布として、伸びる（伸縮する）と共に合成樹脂繊維からなるものを使用するとき、伸ばすことによる縮みができる限り抑制されたものをフィルター部材として伸ばして使用する』との事項が示されていると認定、判断する。」「しかし、当裁判所は、以下のとおり、甲4及び甲5には、『伸ばすことによる縮みができる限り抑制されたものを』使用することが記載又は示唆されておらず、したがって、甲1発明に甲4及び甲5に記載の技術を適用しても、本件訂正発明の相違点に係る構成に到達することはないと判断する。」として、これと異なる判断をした審決を取り消した。